

第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21) の策定について

保健福祉部 高齢者活躍支援課
地域包括ケア推進課
介護保険課
長野市保健所 健康課
国保・高齢者医療課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「現行計画」という。）は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

令和5年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和6年度を初年度とする「第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉と介護に関する総合的な計画とするものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた重点項目及び基本的な政策目標を定め、計画的な実施を目指すものです。

■第十次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

■第九期長野市介護保険事業計画

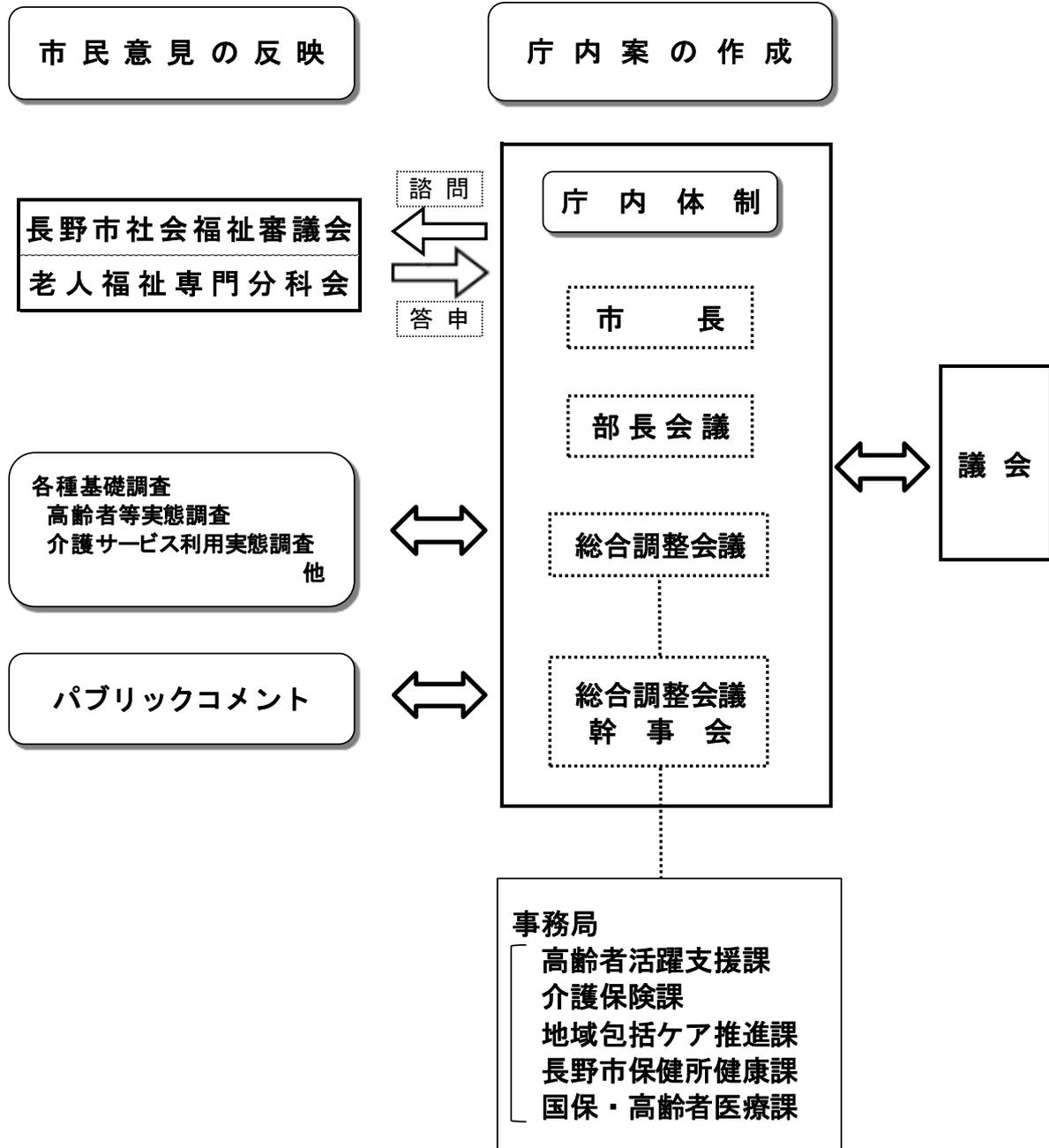
介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。

また、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行うものとします。

(3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年間とします。

2 計画の策定体制について



3 介護保険制度の見直しについて

(1) 基本指針について

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は基本指針に即して介護保険事業計画を策定します。

(2) 基本指針の見直しの基本的な考え方

令和 5 年 2 月に開催された国の社会保障審議会介護保険部会において、基本指針の見直しの議論がなされました。

次期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和 7 年(2025年)を迎える。また、全国的には65歳以上の高齢者人口は令和22年(2040年)にピークを迎えるが、介護が必要となる割合が急増する85歳以上人口は令和42年(2060年)まで増加傾向が続く。一方、生産年齢人口は減少していくと見込まれている。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるため、これまで以上に地域の中長期的な人口動態や介護ニーズを見極めたうえで、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが重要になるとされています。

なお、基本指針案は令和 5 年 7 月に国から提示される予定です。

* 地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制

(3) 見直しのポイント

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ②在宅サービスの充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
①地域共生社会の実現 ②医療・介護情報基盤の整備 ③保険者機能強化
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

次期の基本指針における記載充実事項（案）

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - 中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉えて、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
 - 医療・介護の連携強化
 - サービス事業者とサービス基盤整備の在り方を議論することの重要性
 - 居宅介護のニーズに対応した複合的な在宅サービスの整備の重要性
 - 要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及

- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実化に取り組む重要性
 - 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
 - 認知症高齢者の家族やヤングケアラーなどの家族介護者支援の取組
 - 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保
 - 重層的支援体制整備事業による障害福祉や児童福祉などとの連携促進
 - 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
 - 高齢者虐待防止の一層の推進
 - 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
 - 地域共生社会の実現のための住まいと生活の一体的支援の重要性
 - 介護事業所間、医療・介護間の連携のための情報基盤の整備
 - 地域包括ケアシステムの構築状況の点検・評価結果
 - 保険者機能強化推進交付金等の評価指標の見直しを踏まえた取組の充実
 - 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化の推進
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
 - 介護事業所におけるハラスメント対策、働きやすい職場づくりの推進
 - 外国人介護人材定着に向けた学習環境の整備
 - 介護事業所の経営協働化・大規模化による質の確保と人材・資源の有効活用
 - 介護事業所の文書に係る負担軽減に向けた具体的な取組
 - 介護事業所の財務状況等の見える化
 - 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化の推進

3 次期計画における主な見直し事項について

次期計画の策定に当たり、現時点で考えられる見直し事項及び検討方法について整理しました。今後、具体的な検討を行った上で見直しを行っていくこととします。

(1) 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標について

次期計画を推進するに当たっての基本理念、その実現に向けた重点項目、基本的な政策目標を検討します。

(現行計画の基本理念、重点項目及び政策目標)

- 【基本理念】 住み慣れた地域で支えあい 自分らしく 健やかで
生きがいを持って 安心して生活できるまち “ながの”
- 【重点項目】 I フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進
II 認知症施策の推進「共生」と「予防」
III 令和7年、令和22年を見据えた持続可能な基盤整備
- 【政策目標】 ①生きがいづくりと健康づくりの推進
②住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
③安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進
④適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

(2) 各高齢者施策について

現行計画に位置付けられているそれぞれの高齢者施策（別紙1のとおり）について、実施状況の確認、評価、課題の分析を行い、ニーズを把握しながら今後の方針等を見直すとともに、必要に応じて新たな施策を次期計画に位置付けます。

(3) 見直しの視点、検討の方法

- ① 国の示す基本指針及び制度改正を踏まえます。
- ② 第五次長野市総合計画、第四次長野市地域福祉計画、第9期長野県高齢者プラン等の様々な計画との整合を図ります。
- ③ 高齢者を取り巻く現状の分析を行います。
 - ア 住民アンケート等の各種基礎調査の結果を活用
高齢者等一般調査、高齢者等実態調査（元気高齢者）、高齢者等実態調査（要介護）、施設居住系サービス利用者実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護サービス事業所調査、介護人材実態調査、地域包括支援センター調査
 - イ 各種分析ツール・統計データの活用
厚労省の地域包括ケア「見える化」システム、介護保険事業状況報告月報、国保データベース（KDB）等を利用
- ④ 介護サービス見込み量について、被保険者数及び要介護認定者数の推移、給付実績の推移、地域支援事業の推移、サービス利用意向の変化、サービス提供事業者の参入状況等の要素を総合的に分析し、令和6年度から令和8年度の3年分を推計します。
- ⑤ 介護サービスの見込み量や各種事業実績等を踏まえ、介護保険施設、地域密着型施設、高齢者福祉施設等の整備目標を設定します。
- ⑥ 介護サービス見込み量の推計に基づき、次期計画期間における介護保険料の段階設定や金額について検討します。

5 計画策定スケジュールについて

第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画策定スケジュール

